

政令第二百五十七号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政

令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第四十五条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

別表国税専門官採用試験の項下欄第一号中「税務に関する分野における知識及びその関連分野における」を「次のイ又はロに掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 税務に関する分野における知識及びその関連分野における知識

ロ イに掲げる知識及び情報処理に関して必要な知識

別表国税専門官採用試験の項下欄第三号中「第一号に規定する」を「第一号イ又はロに掲げる」に改める。

附 則

この政令は、令和五年二月一日から施行する。